前田緑道橋のネーミングライツ・パートナー募集要項

１　目的

　　本施設の愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を事業の目的に賛同する企業等（以下「パートナー」という。）に与え、新たな歳入を確保し、パートナーは幅広くPRすることができると同時に、社会貢献の場を提供することを目的とする。

２　対象施設

1. 名称

前田緑道橋

1. 所在地

みよし市三好町地内（前田緑道）

1. 施設概要

|  |  |
| --- | --- |
| 名 称 | 前田緑道橋 |
| 橋　格 | 歩道橋 |
| 橋　長 | ８０．４５m |
| 交差物件 | 一般国道１５３号 |

３　ネーミングライツの範囲

　　ネーミングライツにより施設に付与された愛称は、一般的な愛称として使用し、施設の名称を変更するものではない。

４　愛称等の条件

1. 愛称は、公共の施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等から

市民に理解が得られるものとする。

1. 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。

　　ア　法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

　　イ　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

　　ウ　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

　　エ　政治活動又は宗教活動に関するもの

　　オ　社会問題等についての主義又は主張に当たるもの

　　カ　当該愛称の内容を市が推奨しているかのような市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの

　　キ　その他、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

1. 利用者の混乱を避けるため、原則として、契約期間内において愛称の変更は行わ

ないものとする。ただし、ネーミングライツを取得したパートナー（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）の法人名変更など、特段の事情がある場合は、協議の上で変更できるものとする。

1. ネーミングライツ・パートナーは前田緑道橋の桁部分に愛称を標示することができる。愛称の末尾には原則として「歩道橋」又は「ブリッジ」の文字を含むものとする。標示できるものは会社名、商号、商品名及びロゴマーク等を可とし、矢印・距離等の交通案内や交通標識等と誤認させるようなデザインは不可とする。
2. 愛称の標示面積は、既に前田緑道橋に標示されている「地点名（町名）標示」を含め、片側５㎡までとする。（両面に設置する場合は、それぞれ５㎡までとなる。）
3. 標示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等については、前田緑道橋全体のバランスを損なわないものとする。
4. 文字（ロゴマークを含む）の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色とし、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は使用できない。文字の色は単色とする。
5. 提案された愛称（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む）は、本市が交差物件管理者及び交通管理者と協議をしたうえで、交通の安全性を考慮してデザインの変更を求める場合がある。
6. ネーミングライツ・パートナーであることを、自社の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。
7. 愛称掲出及び原状回復に係る費用等（名称部分の維持管理を含む）は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とする。なお、前田緑道橋への愛称掲出及び原状回復は、ネーミングライツ・パートナーが道路作業願等により承認等を受けて施工する。

５　契約期間

　　契約期間は、契約日（令和５(2023)年10月2日から12月1日までの間で契約準備が整い次第）から令和９(2027)年３月３１日までとする。

６　ネーミングライツ料

(1) 年額１０万円以上とする。

(2) 料金の支払いは、当該年度分を一括して、毎年４月1日から４月３０日まで（契約初年度は契約日から１か月以内）に市が指定する口座に振り込む。

(3) 契約期間が１２月に満たない年度の料金は、月割りにより算出（１００円未満四捨五入）した金額とする。

７　費用負担

愛称掲出及び原状回復に係る費用等（名称部分の維持管理を含む）は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とする。なお、前田緑道橋への愛称掲出及び原状回復は、ネーミングライツ・パートナーが道路作業願等により承認等を受けて施工する。

８　契約の解除

　　ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージを損

なうおそれが生じた場合、市は契約満了を待たず契約を解除できることとする。

　　その場合における原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーが負担

するものとする。

９　リスク負担

(1) ネーミングライツ・パートナーが設置、変更等した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツ・パートナーが負担するものとする。

(2) その他、契約書等に定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツ・パートナーが協議の上、決定する。

10　応募資格

　　法人・その他団体等を対象とし、次のいずれかに該当する者は除く。

（1）みよし市内に本店、支店、工場、営業所等を有していない者

（2）みよし市広告掲載基準第３条各号に掲げる規制業種又は事業者に該当する者

(3) その他ネーミングライツ・パートナーとして不適当であると市長が認める者

11　応募方法

1. 応募期間

令和５（2023）年９月１日（金）午前８時３０分から令和５（2023）年10月２日（月）午後５時１５分まで

1. 提出書類

　　ア　みよし市前田緑道橋ネーミングライツ・パートナー申込書（様式１）

　イ　法人等の事業概要（別紙１）

　ウ　法人役員名簿（別紙２）

　エ　登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

　オ　法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近の年度のもの）

　カ　誓約書（別紙３）

　キ　標示イメージ図（別紙４）

1. 提出方法

提出書類は、日本産業規格によるA４判の規格で作成し、用紙は縦向き、文字サ

イズは１１ポイントの横書きとし、必要な書類をまとめて郵送又は直接提出する。

【提出先】

　持参の場合：みよし市都市建設部公園緑地課（みよし市役所４階）

　　　　　　　受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで

　郵送の場合：〒470-0295みよし市三好町小坂50番地　みよし市役所

　　　　　　　都市建設部公園緑地課宛　（令和５(2023)年10月２日必着）

12　選定方法

(1) 提出された書類に基づき、選定委員会が審査を行い、最も優れた申込者を優先交渉権者に選定する。

（2） 提案者が１者の場合は、審査の結果が最低基準点（７0%）以上で優先交渉権者に決定する。

13　審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 評価項目 | 評価の観点 | 評価割合 |
| １ | 愛称 | 対象施設にふさわしく、親しみやすい、わかりやすい、呼びやすい愛称 | ２０％ |
| ２ | 地域貢献 | 地域貢献や地域振興等に対する理念、実績、今後の取組 | ３０％ |
| ３ | ネーミングライツ料 | 50％×提案額／最高額 | ５０％ |
| 合計 | １００％ |

14　決定及び公表

1. 審査結果は、全ての申込者宛に電子メールで通知する。（令和５(2023)年10月上旬頃を予定）
2. 優先交渉権者との協議が整った場合は、ネーミングライツ・パートナーとして決

定し、ネーミングライツに関する契約を締結する。

1. 契約締結後、当該法人等の名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等

を市がホームページに公表する。

15　問合せ先

　〒４７０－０２９５みよし市三好町小坂５０番地

みよし市都市建設部公園緑地課（みよし市役所４階）

電　　話　０５６１-３２-８０２４

　受付時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで